

報酬付与の申立てについて

金 沢 家 庭 裁 判 所

はじめに

報酬を受け取るためには、後見人等から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをしていただき、審判を得る必要があります。

申立てにあたって必要なもの

申立書 収入印紙 800円（申立書貼付） 郵便切手 82円

（添付書類）

報酬付与事情説明書 事務報告書 財産目録 本人収支表

預貯金通帳の写し（過去1年分の履歴の記載のあるもの）

有価証券取引明細書写し

金銭出納帳写し（過去1年分の履歴の記載のあるもの）

付加報酬を求める場合の資料（下記2（3）参照）

※ 裁判所から上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

記載方法等

1 申立書について

この申立書は、審判を作成するに当たり、審判の主文を申立書に付記する方法に対応するものとなっています。太枠内に記載してください。

申立人欄は、審判書謄本を送付する際の宛名ラベルとなりますので、パソコン等で書式設定する場合も、この位置は動かさないでください。

なお、申立書の裁判所使用欄は家庭裁判所が審判を記載する欄ですので、この欄に日付、金額等の内容の記載、チェックはしないでください。

2 申立事情説明書について

（1）管理する財産額

財産目録記載の現金・預貯金と有価証券（株式、投資信託、国債等。保険は除く。）の額を記載した上、総額を記載してください。

（2）報酬付与を求める期間

ア 始期について

就任からであれば、後見人等選任の審判が確定した日からです。後見人等選任の審判日からではありませんのでご注意ください。以前に報酬付与審判を受けた場合は、前回の報酬付与審判の主文に記載された報酬付与審判対象期間の終期の翌日からです。

イ 終期について

申立日までです。ただし、申立日前の任意の時期までとすることもできます。

市町村の成年後見制度利用支援事業において後見人等の報酬助成対象となっている場合は、当該年度内に当該年度分の報酬付与審判書を添えて市町村に申請する必要があることから、当該年度分の報酬助成を満額受けるために、3月中旬の申立てであっても、3月31日を終期として報酬付与申立てをすることは差し支えありません。

本人が死亡した場合の終期は、本人死亡日までです。詳しくは係にご相談ください。

（3）付加報酬について

付加報酬を求めない場合は、「求めない」にチェックをしてください。

付加報酬を求める場合は、「求める」にチェックして、該当項目に金額を記載し、資料を添付してください。

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、「（9）その他」にチェックして、その事情を別紙で記載してください。

3 報酬付与申立ての時期について

報酬付与申立てをする場合は、後見等事務報告を行う時期にあわせて行ってください。

後見等事務報告は、定められた時期に毎年1回必ず行ってください。